

あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等の広告制限について

- ① あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。
(あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律 第7条)

- ア 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- イ ※法律第1条に規定する業務の種類
- ウ 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- エ 施術日または施術時間
- オ その他厚生労働大臣が指定する事項

※法律第1条・・・医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許(以下免許という。)を受けなければならない。

- ② アからウに掲げる事項について広告する場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

《厚生労働大臣が指定する事項》(平成11年3月29日 厚告 69)

- 一 もみりようじ
- 二 やいと、えつ
- 三 小児鍼(はり)
- 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届け出をした旨(平成28年6月29日 平成28年厚生労働省告示第271号により追加)
- 五 医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
- 六 予約に基づく施術の実施
- 七 休日又は夜間における施術の実施
- 八 出張による施術の実施
- 九 駐車設備に関する事項

※法律第9条の2第1項前段・・・施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

- ③ 病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。
- ④ 医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

柔道整復師等の広告制限について

- ① 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。(柔道整復師法 第 24 条)

- ア 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- イ 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ウ 施術日または施術時間
- エ その他厚生労働大臣が指定する事項

- ② アからイに掲げる事項について広告する場合にも、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

《厚生労働大臣が指定する事項》(平成 11 年 3 月 29 日付 厚告 70)

- 一 ほねつぎ(又は接骨)
- 二 柔道整復師法第 19 条第 1 項前段の規定による届け出をした旨(平成 28 年 6 月 29 日 平成 28 年厚生労働省告示第 272 号により追加)
- 三 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
- 四 予約に基づく施術の実施
- 五 休日又は夜間における施術の実施
- 六 出張による施術の実施
- 七 駐車設備に関する事項

※法律 19 条第 1 項前段…施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

- ③ 病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。
- ④ 医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。